



茨城県報

号外第35-2号

平成10年3月17日

火 曜 日

目 次

告 示

(選挙管理委員会)

◎茨城県議会議員常陸太田市選挙区補欠選挙を行うべき事由の発生等(3件) ページ
1

告 示

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定により、茨城県議会議員常陸太田市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成10年3月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井矢 敏 朗

茨城県選挙管理委員会告示第37号

常陸太田市の区域において、茨城県議会議員常陸太田市選挙区補欠選挙が行われることとなったため、平成10年3月18日から当該選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成10年3月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井矢 敏 朗

茨城県選挙管理委員会告示第38号

平成10年4月19日に行われる予定の茨城県議会議員常陸太田市選挙区補欠選挙について行われる選挙人名簿の登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定により、また、選挙人名簿の縦覧の期間を同法第23条第1項の規定により、それぞれ次のとおり定める。

平成10年3月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井矢 敏 朗

1 被登録資格の決定の基準日 平成10年4月9日

(ただし、年齢要件については平成10年4月19日とする。)

2 登 録 の 日 平成10年4月9日

3 縦 覧 の 期 間 平成10年4月10日から4月11日まで

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8111（代）